

050 施設介護の職業

介護保険施設・障害者支援施設などの入所型施設及び通所型介護事業所などの通所施設において、介護の必要な高齢者・障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 050-01 高齢者入所型施設介護員
- 050-02 高齢者通所型施設介護員
- 050-03 障害者福祉施設介護員
- 050-99 その他の施設介護の職業

050-01 高齢者入所型施設介護員

介護保険施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院等）、特定施設入居者生活介護サービス提供施設（介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護型サービス付き高齢者向け住宅）等において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

- 介護員（介護付有料老人ホーム）、介護員（介護保険施設）、介護員（老人入所施設：ショートステイ）、介護福祉士（高齢者入所型施設：介護業務）、ケアワーカー（医療施設、老人福祉施設）、老人入所施設介護員、養護老人ホーム支援員
- × 機能訓練指導員〔027-99〕、介護支援専門員〔049-07〕、ケアマネジャー〔049-07〕、介護助手〔050-99〕、訪問介護員〔051-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 特別養護老人ホームなどにおいて要介護者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの〔027-99 機能訓練指導員〕
- (2) 介護保険施設などにおいて介護サービス計画（ケアプラン）を作成する仕事に従事するもの〔049-07 介護支援専門員、049-07 ケアマネジャー〕
- (3) 入所介護施設において、介護員の指示を受けて、シーツの交換、洗濯、清掃、食事の配膳、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの〔050-99 介護助手〕
- (4) 介護の必要な高齢者の家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの〔051-01 訪問介護員〕

050-02 高齢者通所型施設介護員

自治体・社会福祉法人等の老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム・老人保健施設等に併設されている通所介護事業所などの通所介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な高齢者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

○ 介護員（高齢者通所介護施設）、介護福祉士（高齢者通所型施設：介護業務）、デイサービスセンター介護員

× 機能訓練指導員 [027-99]、介護員（リハビリテーション施設）[050-99]、介護助手 [050-99]、送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）[085-02]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)老人デイサービスセンターなどにおいて通所者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)リハビリテーション施設において、入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-99 介護員（リハビリテーション施設）]
- (3)通所介護施設において、介護員の指示を受けて、食事の配膳、清掃、レクリエーション活動の補助、要介護者の移動の補助などの仕事に従事するもの [050-99 介護助手]
- (4)自動車を運転して通所介護利用者の送迎をする仕事に専ら従事するもの [085-02 送迎用乗用自動車運転手（老人福祉施設）]

050-03 障害者福祉施設介護員

障害者の入所施設、障害者に短期入所サービスを提供する事業所及び障害のある通所者に生活介護サービスを提供する事業所において、介護の必要な障害者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものをいう。

障害者のグループホームにおいて介護の必要な入居者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するものを含む。

○ 介護福祉士（障害者福祉施設の介護職員）、生活支援員（障害者グループホーム：介護業務に従事するもの）、生活支援員（障害者支援施設：生活介護）

× 機能訓練指導員 [027-99]、生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）[049-04]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設などにおいて障害者の身体運動機能・精神心理機能・口腔機能などの回復・維持のための訓練・指導を行う仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]

能訓練指導員]

- (2)障害者支援施設において相談・援助・調整の仕事に従事するもの [049-04 生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）]
- (3)障害福祉サービスを提供する事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、日中活動サービス事業者・関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術指導・助言などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]

050-99 その他の施設介護の職業

リハビリテーション施設、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所（グループホーム）、病院（認知症治療病棟、医療療養病棟）、その他 050-01～050-03 に含まれない事業所において、介護の必要な者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの及び介護の補助業務に従事するものをいう。

- 介護員（認知症グループホーム）、介護員（リハビリテーション施設）、介護助手
- × 用務員（介護施設） [099-04]

なお、介護施設において、設備の点検、消耗品の交換、ごみの分別、除草・散水などの仕事に従事するものは、[099-04 用務員（介護施設）] に分類する。